

# 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

資料 2 - 2

## 環境審議会委員から寄せられた意見対応

番号	旧版 頁-行	委員名	意見等の箇所 (記述内容)	意見等	理由	対応案	新版 頁-行
1	4-23	和田委員	水の量	水量	基本方針の豊かな水量に揃えた方が分かりやすく、すっきりする。	御指摘の通りとします。	5-13
2	17-7 35-36	和田委員	生き物	生物	素案全体で「生物」が多用されているので統一した方が適当。	御指摘の通りとします。	21-14 40-37
3	1-17	長林委員	「海や河川、湖沼などの水のきれいさ」や「水辺やその周辺のごみの少なさ」に対する満足度が低い結果が出ており、海や川などの水辺地の美化に努めていく必要があります。	美化の文言を見直す。		御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。  「海や河川、湖沼などの水のきれいさ」や「水辺やその周辺のごみの少なさ」に対する満足度が低い結果が出ており、 <del>海や川などの水辺地の</del> <b>環境の</b> 美化に努めていく必要があります。	2-18

## 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

### 環境審議会委員から寄せられた意見対応

番号	旧版 頁-行	委員名	意見等の箇所 (記述内容)	意見等	理由	対応案	新版 頁-行
4	20-2	長林委員	立入検査	どのような場に立入検査 するのかについて説明が 必要		御指摘を踏まえ、以下の とおり修正、追加しまし た。  工場・事業場の立入検 査の状況は図6のとおり であり、排水基準の遵守 を指導しています。対 しては水質汚濁防止法な どの公害防止法令により 立入検査を実施して排水 基準が遵守されるよう監 視指導を行っています。 県内（政令市含む）の 工場・事業場の立入検査 件数の状況は図6のと おりです。	24-2
5	21-5	長林委員	リスクコミュニケーショ ン	どのようなリスクコミュ ニケーションか説明が必 要		用語解説で説明しまし た。	25-7  74-37

## 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

### 環境審議会委員から寄せられた意見対応

番号	旧版 頁-行	委員名	意見等の箇所 (記述内容)	意見等	理由	対応案	新版 頁-行
6	29-8	長林委員	夏井川の水量について	降水量の関係との考察が必要では。		<p>御指摘を踏まえ、降水量との考察を試みましたが、水源かん養機能の低下を裏付ける資料とはならないため、グラフを削除します。</p> <p>文章についても、以下のとおり修正します。</p> <p>森林や農地の持つ水源かん養機能の低下及び河川や湖沼の水量の減少が懸念されていますが、<del>ひとつの例として、夏井川（中神谷測定地点、測定を始めた平成11年度からのデータ）での流量は図10のとおり減少傾向にあります。</del></p>	34-10

## 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

### 環境審議会委員から寄せられた意見対応

番号	旧版 頁-行	委員名	意見等の箇所 (記述内容)	意見等	理由	対応案	新版 頁-行
7	30-1	長林委員	水の合理的利用の推進	再水浸透、再水貯流、中水利用、使用水量低減などの項目についても追加すること。		御指摘を踏まえ、以下の通り追加します。  現状 雨水などの再利用や家庭における雨水等の再利用については、全体として定着していない状況にあります。 課題 雨水などの再利用は、水道水を使うよりもコストがかかるものの、循環型社会構築の観点から、県が率先して県有施設の新築・改築の際に導入を図る必要があります。 雨水などの再利用について、その意義や方法を具体的に示した啓発に取り組む必要があります。	35-4,  35-20
8	31-25	長林委員	水の有効利用	小規模水力発電		御指摘を踏まえ、以下の通り追加します。  身近な水資源の日常生活への活用を促すため、小水力発電など新たな活用について検討します。	36-37

## 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

### 環境審議会委員から寄せられた意見対応

番号	旧版 頁-行	委員名	意見等の箇所 (記述内容)	意見等	理由	対応案	新版 頁-行
9	34-36	長林委員	里地里山や里海について説明が必要。			用語解説で説明します。	39-36 68-30
10	36-7	長林委員	小川や池、海など、多様な生物の生息・生育の場であるとともに、地域の暮らしや風景に密着した身近な水辺地の保全や復元を図ります。	文章の見直し要		御指摘を踏まえ、以下の通り修正します。  小川や湧水、池、海などは、地域の暮らしや風景に密着した身近な水辺地であり、その保全や復元を図っていきます。	41-5

# 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

## パブリックコメントで寄せられた意見対応

番号	旧版 頁 - 行	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁 - 行
1	1	計画期間について 水環境は 5 年ではなくもっと長いスパンで考えるべきテーマではないか。	「福島県総合計画」及び「福島県環境基本計画」が描く将来展望や目標年度を共有するとともに、より柔軟な対応ができるよう目標年度を平成 26 年度としております。	3-10
		目標について 以下のように記述してあるが、この 5 年間でどこまで改善するかについて検討していない。 記述内容 B 類型 C 類型の水域については、それぞれ上位の類型の基準値を目標値とします。  河川における身近な水質目標は、「きれいな水（水質階級）」の生息が観測できる水質とします。  施策の数値目標について 施策とは何らかの目標の実現を目指して実施するものであり、施策自体に数値目標を掲げることはあり得ない。「10 年前と比べて身近な水環境が改善されていると感じている県民の割合」などのアンケートを実施する方向で指標設定を再検討して欲しい。	B 類型 C 類型については、既に目標を達成しており、その上位の目標を期間内に達成することを目指しています。  水質の A 類型など上位類型を目指すことにより、水質階級のような生物が生息できる水質となります。身近な水質目標は、これを分かりやすい目安として示しています。  施策の数値目標については、施策毎の達成状況を数値により管理するために設定したものです。県民に対する意識調査は今回の計画改定に当たり、平成 21 年度に実施しその結果を反映しておりますが、次回の計画においても、県民に対する意識調査を実施し反映させる予定でおります。	11-7 16-1 9-12
		「間伐などの森林を整備・管理する必要があります。」は、「間伐などにより、森林を整備・管理する必要があります。」に訂正すべき。	御指摘の通りとします。	26-10

## 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

### パブリックコメントで寄せられた意見対応

番号	旧版 頁 - 行	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁 - 行
3	22-26	「キャンプや釣り、プレジャーモーターボートなど水面や水辺地の利用の増加による汚濁が懸念されており、対策を検討する必要があります。」は既に対策が実施されているので「対策を一層強化する必要があります。」とすべき。	御指摘の通りとします。	26-33
4	22-43	「総合的な面源負荷の低減対策を実施する」はこれから検討するのではなく、既の実施段階だということか。	「河川、湖沼、海域の浄化対策」は、公共用水域への流入後の対策であるのに対し、以下の文章は流入前の対策であることから削除します。  「森林、農地、市街地などの土地利用が変化し、降雨によりこれらの土地からの排水に栄養塩類が過剰に含まれ、閉鎖性水域の水質汚濁の原因のひとつとなっていることから、総合的な面源負荷の低減対策を実施する必要があります。」	27-1
5	24-15	「水道事業者は水道法に基づく水質検査計画に基づき、原水から給水栓に至るまでの水質状況を定期的に検査を実施し、水源の水質管理を強化します。」について、 「水質状況について」と改めるべき。 強化する具体的手法を明記すべき。	御指摘を踏まえ、以下の通り修正します。  「水道事業者は水道法に基づく水質検査計画に基づき、原水から給水栓に至るまでの水質状況を定期的に検査を実施し、水源の水質管理を強化し行います。」	29-14
6	24-38	「「ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～」に基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設などの整備を進めるとともに、これらの下水道などへの接続の向上を進めます。」は「接続率の向上」と直すべき。	御指摘を踏まえ、以下の通り修正します。  「ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～」に基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設などの整備を進めるとともに、これらの下水道などへの接続率の向上を進め努めます。	29-36

## 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

### パブリックコメントで寄せられた意見対応

番号	旧版 頁 - 行	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁 - 行
7	24-42	「浄化槽の設置」が、理解を促さなければ進まないほど認知度が低いとは思えない。	御意見を踏まえ、以下の通り修正します。  <del>下水道などの集合処理区域外の地域に住宅などを新築・改築する場合には、浄化槽の設置について、理解を促します。</del> <u>で使用している単独処理浄化槽又はくみ取便槽については、合併処理浄化槽への転換を一層推進します。</u>	30-2
8	25-1	浄化槽の法定検査受検率向上は水環境保全上重要な問題である。 検査事業者の体制整備を進める施策を入れるべき  受検率に数値目標を設定すべき。	御指摘を踏まえ以下の文章を追加します。  浄化槽管理者に対する研修会を開催するなどして、法定検査の必要性など浄化槽の適正な維持管理の徹底を促すとともに、指定検査機関に対して検査体制の充実を求めていくことにより、浄化槽法定検査の実施率の向上を図ります。  法定検査実施率の数値目標については、計画には盛り込みませんが、社団法人福島県浄化槽協会を指定検査機関として指定(平成 22 - 24 年度の 3 年間)する際に、同法人が設定した短期目標値(平成 23 年度末までに合併処理浄化槽の 11 条検査実施率を全国平均(予測)の 55 %まで引き上げる)の達成に向け、県としてもその進捗状況を確認しながら必要なフォローアップをしていくこととします。	30-6
9	25-9	「高度処理型の浄化槽や下水道終末処理施設の整備や適切な維持管理を推進します。」は以下の通り修正すべき。 「高度処理型の浄化槽や下水道終末処理施設の整備及び適切な維持管理を推進します。」	御指摘の通りとします。	30-15

## 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

### パブリックコメントで寄せられた意見対応

番号	旧版 頁 - 行	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁 - 行
10	25-20	工場・事業場の排水基準適合率の目標値 100 %は 5 年間で本当に達成可能なのか。 単に 100 %であるべきだから 100 %にしたなどということはないのか。	工場・事業場の排水基準は水質汚濁防止法で定められており、本来必ず守らなければならない基準であることから、100 %を目標として掲げました。	30-26
11	25-41	「化学肥料の削減を図るとともに水環境への負荷軽減技術の定着を促進するエコファーマーの育成を図ります。」の文章は以下の通り修正すべき。 「化学肥料の低減を図るとともに、エコファーマーの育成により水環境への負荷軽減技術の定着を促進します。」	御指摘の通りとします。	31-2
12	26	観光・レクリエーション施設の排水対策の内容が書かれていない。どのような排水対策を推進するのか明示すべき。	御指摘を踏まえ、以下の通り修正します。  県内に多く立地している観光・レクリエーション施設などの排水対策を推進します。に対し、排水基準の遵守を指導するなどの対策を推進します。また、法令や条例で規制の対象とならない施設に対しても、適切な排水処理を行うよう指導します。	31-13
13	26-17	「地下水汚染の調査を終了した割合」というのは地下水汚染対策の推進上どのような意味を持つ数値目標なのかよくわからない。  モニタリング指標ではなく、目標値を設定すべき。	御指摘を踏まえ、目標の名称を以下の通り変更します。  地下水の汚染対策が完了した地点の割合 (地下水の汚染対策が完了した地点の割合 = 地下水の汚染対策が完了した地点数 / 地下水汚染調査地点数 × 100)  目標値の設定については、地下水汚染原因者が特定できない場合に浄化対策が取れないなどの要素があることからモニタリング指標としました。	31-23

## 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

### パブリックコメントで寄せられた意見対応

番号	旧版 頁 - 行	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁 - 行
14	26-21	p25-41 で「化学肥料使用量の削減を図る」と書いてあるのに H26 目標値が H20 現況値と同じというのは理解できない。	御指摘を踏まえ、「化学肥料使用量」、「化学合成農薬使用量」の目標を削除します。	31-25
15	26-27	「農業生産活動による環境への負荷を最小限とするため、化学合成農薬や化学肥料の適正使用と環境と共生する農業を推進します。」の文章は「適正使用など」と修正すべき。	御指摘の通りとします。	31-31
16	26-37	土壌汚染については浄化対策のみが書いてあるが、改正土壌汚染対策法に基づく届け出を通じた土壌汚染の実態把握や過去の汚染事例のデータベース化などについて触れる必要があるのではないかと？	御指摘を踏まえて以下の通り修正します。  <del>汚染土壌の浄化手法についての調査研究を進めるとともに、状況に関する情報を収集し、県民へ提供することによって汚染の拡大防止に資するとともに、環境創造資金融資制度などを活用した汚染原因者による汚染土壌の浄化対策などを推進します。</del>	31-40
17	27-20	水質汚濁防止事故発生時への対応して被害拡大防止措置だけが書いてあるが、原因の究明と再発防止策の検討と作成も同様に重要である。	御指摘を踏まえて以下の通り修正します。  水質汚濁事故発生時には、関係機関と連携して被害が拡大しないよう措置を講じます。 <del>ずるとともに、原因究明や再発防止対策の検討、作成を行います。</del>	32-19
18	27-33	耕作放棄地の解消面積がなぜ「河川の浄化対策施策の数値目標」になるのか理解できない。	御指摘を踏まえ、「耕作放棄地の解消面積」の目標は削除します。	32-29
19	27-44	ダム貯水池周辺のビオトープ化を推進する主体はどこを想定しているのか。県内に実施事例はあるのか。推進手法としてはどのような施策を実施するのか。	小町ダムでは県がダム貯水池周辺のビオトープ化を行っています。 推進手法としては、既にあるビオトープの維持管理や有効活用に取り組んでいきます。	32-35

## 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

### パブリックコメントで寄せられた意見

番号	旧版 頁 - 行	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁 - 行
20	28-9 28-15	水質測定計画に基づいて水質調査を実施することがなぜ「監視体制の充実を図る」ことになるのか理解できない。	御指摘を踏まえ以下の通り修正します。  水質測定計画に基づき水質調査を実施し、 <del>公共用水域の監視体制の充実を図ります。</del> <u>新たな水質環境基準を追加するとともに、必要な測定機器などの計画的な整備・更新を行い監視体制の充実を図ります。</u>	33-9 33-16
21	31-12	「地下水へのかん養機能」は「地下水のかん養機能」の誤り	御指摘の通りとします。	36-26
22	36-7	「流域間における水を介した人や情報の交流活動」は「流域間における水を介した人や情報の交流活動」の誤り	御指摘の通りとします。	42-8
23	37-10	水生生物調査の現状として、本県の「せせらぎスクール」参加者数が全国一を長く続けていることについて記述してはどうか。	御指摘を踏まえて以下の文章を追加します。  本県の水生生物調査の延べ参加者数は平成9年度以降13年連続で全国第一位となっています。	42-14
24	38-6	上下流連携については課題として交流の活性化とか協力関係のあり方の検討などを掲げているのに、施策の数値目標としては活動事例数を横ばいとした目標が設定されている。これは「現状よりも減らさない」という意味なのか。これでは県の姿勢が問われないか。	御意見を踏まえ、「上下流御指摘を踏まえ、連携による源流保全活動事例数」の目標は削除します。	44-6
25	39-28	環境アドバイザー制度の充実とはいかなる内容なのか。	御指摘を踏まえ以下の通り修正します。  環境アドバイザー制度の <del>充実を図り、</del> <u>活用などにより、</u> 水環境保全活動団体の活動を促進します。	44-28
26	40-29	「県産品の高付加価値化とブランド力を向上させ」は「県産品の高付加価値化とブランド力の向上により」の誤り	御指摘の通りとします。	45-29

## 福島県水環境保全基本計画（素案）意見対応表

### パブリックコメントで寄せられた意見

番号	旧版 頁 - 行	意見の概要	意見に対する考え方	新版 頁 - 行
27	40-32	「自然公園や海水・湖水浴場などの景勝地や温泉の地域資源や水に関する文化を全国に情報発信するとともに」の文章を見直すべき。	御指摘を踏まえ以下の通り修正します。  「自然公園に指定されている美しい渓谷、湖沼、海岸線などの景勝地や、豊富で多彩な温泉地などを全国に発信するとともに、海水・湖水浴をはじめ、水辺地を採勝するエコツアーを促進し、地域の活性化を図ります。」	45-32
28	40-38	工業用水とか水力発電が地場産業の範疇に入るとは思えない。	御指摘を踏まえ以下の通り修正します。  <del>酒造りや名水販売、ラーメンなどの食文化、伝統産業、産業に欠かせない工業用水、水力発電など、</del> 本県の清らかな水資源の特性を活用した地場産業の振興を図ります。 <u>工業用水、水力発電など豊富な水を活用し、産業の発展を支えます。</u>	45-36
29	41-8	「猪苗代湖の水環境をめぐる調査研究の自発的かつ連携した環境保全活動が実践されています。」の文章の「調査研究の」を「調査研究や」とすべき。	御指摘の通りとします。	46-10